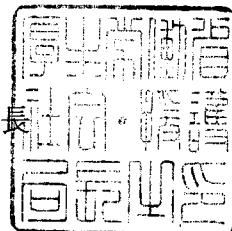


社援発第1205003号
平成19年12月5日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長



厚生労働省社会・援護局長



社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律について

「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）」については、平成19年3月14日に第166回通常国会に提出され、第168回臨時国会において11月28日に可決成立し、12月5日付けで公布されたところです。

この法律においては、社会保障審議会福祉部会の「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見（平成18年12月12日）」等を踏まえ、社会福祉士制度及び介護福祉士制度について、以下のとおり改正を行ったので、十分御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知を行うとともに、本改正の円滑な施行について特段の配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

社会福祉士及び介護福祉士法は、昭和62年5月に、当時、高齢化が進行する中で、在宅において寝たきりの高齢者が増加する一方、世帯規模の縮小や扶養意識の変化等に伴い、家庭における介護能力の低下がみられ、増大する国民の介護ニーズに適切に対応することが国民生活の重要課題となっていたことから、在宅介護の充実強化等を図るため、誰もが安心して福祉に関する相談や介護を依頼することができる専門的な能力及び知識を有する人材として、社会福祉士及び介護福祉士の資格制度を定めると



とともに、このような専門的な人材を我が国で養成し、確保していくため創設されたものである。

こうした国民の介護・福祉ニーズを背景として、社会福祉士・介護福祉士制度が創設されてから20年が経過したが、この間、我が国の福祉制度は、介護保険制度や障害者自立支援法等の創設により、措置制度から、利用者の選択と自己決定に基づくより普遍化した制度に大きく転換し、介護・福祉サービスは飛躍的に増大している。また、サービスの担い手として、介護福祉士の資格取得者数は約64万人に、社会福祉士の資格取得者数は約9.5万人に達しており、国民の介護・福祉ニーズを支える基盤となっている。

他方、我が国は、いわゆる団塊世代が高齢者となる2015年を目前にし、さらに10年後の2025年には75歳以上の後期高齢者数が2000万人を超えることが見込まれており、いわば高齢化の「最後の急な登り坂」を登りはじめたところといえる。このような中、認知症の者や医療ニーズの高い重度の者が増加しており、こうした介護ニーズに対応するための地域における新たなサービス体系の確立や国民生活の安心を支える持続的な制度を構築するため、平成17年には介護保険法が改正されたところであるが、こうした制度体系の見直しとあわせて、多様化・高度化する国民の介護・福祉ニーズに的確に応えることができる質の高い人材を安定的に確保していくための環境の整備が喫緊の課題となっている。

こうした認識の下、厚生労働省では、介護・福祉サービスを支える中核的な人材である社会福祉士及び介護福祉士について、その資質の確保及び向上を図るための改正法案を本年3月に国会に提出するとともに、あわせて本年8月に、質の高い福祉・介護人材の安定的な確保を図る観点から、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るために措置に関する基本的な指針」を14年ぶりに改定し、告示したところである。改正法案については、今般、11月28日に国会で成立し、本日付で公布されたところであるが、質の高い人材の安定的な確保を図っていくためには、資格制度の見直しによる資質の向上とあわせて、高度な資格を取得した者はそれに見合った待遇が得られるよう、労働環境の改善等を図っていくことが必要である。こうした点で、今回の改正法案は、8月に告示した指針と一体的な位置づけにあるものであり、改正法案では以下に掲げる見直しを行ったところであるが、あわせて、指針についても、その実現が図られるよう、国、地方公共団体、経営者、関係団体及び国民各層の関係者が一体となって取組を進めていくことが求められる。

なお、今回の法律の改正とあわせて、介護福祉士及び社会福祉士の資質の向上を図るために、介護福祉士及び社会福祉士の資格を取得する者が履修すべき教育内容の拡充を図る必要がある。こうした観点から、平成21年4月以降に介護福祉士及び社会福祉士の養成施設に入学する者に係る教育カリキュラム、教員要件等の基準を抜本的に見直すこととしており、その内容については現在、有識者による検討会において検討中であるが、今後、パブリックコメント手続き等を経て、平成19年度内に省令等を改正して定めることとしている。

第2 社会福祉士制度の改正について

(社会福祉士に求められる役割)

社会福祉士については、近年、介護保険制度、障害者自立支援法等の制度に基づくサービス（以下「フォーマルサービス」という。）の充実やできるだけ地域で生活を継続できるように地域における支援体制の強化を図っていく中で、各制度間におけるサービスの利用支援の調整や相談援助、フォーマルサービスだけでは対応できない分野における地域の社会資源等を活用した利用者への包括的な支援など、その活躍が期待される分野が拡大している。特に、単身の高齢者世帯や認知症である者の増加に加え、孤立死、児童・高齢者等への虐待、ホームレス、消費者被害等の地域における様々な福祉課題の把握・発見、地域の社会資源の調整やネットワークづくり、成年後見、権利擁護等の相談援助等、地域福祉の増進において社会福祉士がその専門性を發揮し、果たすべき役割は大きくなっている。

昨年12月に社会保障審議会が取りまとめた意見書によると、社会福祉士が果たすべき役割は、次の3つに整理されている。

- ① 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
- ② 利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
- ③ 地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割

今回の改正においては、社会福祉士が上記の役割を果たしていくために必要な環境を整備するため、以下のとおり改正を行った。

1 定義の見直し（公布日（平成19年12月5日）施行）

社会福祉士の業務の内容は、福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこととされていたが、今日ではこれらの相談援助のほか、利用者がその有する能力に応じて尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、様々な関連する諸サービスとの有機的な連携や橋渡しを行いながら、総合的かつ包括的に援助していくことが求められるようになっている。このような社会福祉士の役割を明確にするために、以下の下線部のように定義を改めた。

「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（以下「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整そ

の他の援助を行うことを業とする者をいう。(第2条第1項関係)

2 義務の見直し（公布日（平成19年12月5日）施行）

従来、社会福祉士の義務として、①信用失墜行為の禁止、②秘密保持義務、③医療関係者との連携が規定されていた。他方、今日では介護保険制度や障害者自立支援法等の施行に伴い、利用者本位のサービス体系への転換が行われていることなど社会福祉士を取り巻く状況は変化してきており、社会福祉士には、専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の立場に立った活動がこれまで以上に強く求められている。

また、相談援助を行うに当たっては、医療関係者だけでなく様々な福祉サービス関係者等との有機的な連携や橋渡しを行うとともに、既存の各種サービス間のネットワーク形成や、地域の福祉ニーズを的確に把握して、必要なサービスが不足している場合にはそれらを創出していくことが求められている。

さらに、社会福祉士の資格取得者には、社会福祉士を取り巻く環境の変化等に対応するため、生涯にわたって自己研鑽し、知識・技能の向上に努めることが求められている。

このため、社会福祉士が果たすべき義務について、以下の内容を追加することとした。

- ① その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行うこと。（第44条の2関係）
- ② その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならないこと。（第47条第1項関係）
- ③ 社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、知識及び技能の向上に努めなければならないこと。（第47条の2関係）

3 資格取得方法の見直し（平成21年4月1日施行）

社会福祉士が前述の3つの役割を適切に果たしつつ、今日的な福祉課題に対応していくためには、実践力の高い社会福祉士を養成していく必要がある。そのためには、実習・演習教育の質の担保及び標準化をはじめ、社会福祉士が修得すべき知識及び技能について見直しを行い、社会福祉士の資質の向上を図る必要があると考えられる。こうした観点から、以下のとおり改正を行うこととした。

- ① 大学等における実習・演習の教育カリキュラム等の質の確保及び標準化を図るため、社会福祉士試験の受験資格を得るために修めることが必要な社会福祉に関する科目及び基礎科目について、必要な基準を文部科学省令・厚生労働省

令で定めることとした。(第7条第1号及び第2号関係)

ただし、経過措置として、平成21年4月1日以前に、大学等において指定科目又は基礎科目を修めて社会福祉士の受験資格を満たしたもの、及び平成21年4月1日以前に大学等に在学し、平成21年4月1日以降に、指定科目又は基礎科目を修めて社会福祉士の受験資格を満たした者については、この改正にかかわらず社会福祉士試験を受けることができることとした。(改正法附則第3条第1項関係)

② 社会福祉主事の任用資格を持って相談援助業務に就いている者のスキルアップを促す等の観点から、社会福祉主事の養成機関の課程を修了した者が、児童相談所等の指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した場合に、社会福祉士の受験資格を付与することとした。(第7条第9号関係)

③ 社会福祉士として必要な技能を体系的に修得する機会を確保するため、社会福祉士の受験資格について、児童福祉司等として従事した期間を「5年以上」から「4年以上」に短縮し、その従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した場合に受験資格を付与することとした。(第7条第12号関係)

ただし、経過措置として、公布の日(平成19年12月5日)から起算して5年を経過する日までの間に実施される社会福祉士試験及び同日後最初に実施される社会福祉士試験については、社会福祉士短期養成施設等において6月以上の研修を受講しなくても、児童福祉司等であった期間が5年以上の者は受験できることとした。(改正法附則第3条第2項関係)

なお、これらの資格取得方法の見直し(平成21年4月1日施行)とあわせて、社会福祉士の養成課程の教育カリキュラム、教員要件等の基準の内容を見直すこととしており、その内容については、平成19年度内に省令等を改正して定めることとしている。

4 任用・活用方法の見直し(公布日(平成19年12月5日)施行)

社会福祉士の活躍が期待される分野が拡大してきている一方で、前述の3つの役割について関係者の合意形成がなされておらず、その結果、社会福祉士が十分に機能を果たしていないという指摘や、社会福祉士の任用・活用が十分でないという現状が見られる。このため、社会福祉士の任用・活用を推進していく観点から、以下のような改正を行った。

児童福祉司と同様、身体障害者福祉司、社会福祉主事及び知的障害者福祉司等の任用資格として、社会福祉士を位置づけることとした。(身体障害者福祉法第12条、社会福祉法第19条及び知的障害者福祉法第14条関係)

なお、社会福祉士の任用・活用の拡大については、参議院厚生労働委員会における附帯決議（平成19年4月26日）及び衆議院厚生労働委員会における附帯決議（平成19年11月2日）においても盛り込まれているところであり、こうした点を踏まえ、福祉事務所等における社会福祉士の任用・活用の促進について特段の配慮をお願いしたい。

第3 介護福祉士制度の改正について

（介護福祉士に求められる役割）

介護福祉士については、専門的な知識及び技術をもって介護を行うこと等を業とする者であり、今日、介護を支えるマンパワーとして中核的な存在となっている。他方、介護保険制度の施行とその後の見直しにより、個別ケアや認知症ケア等の新しいケアモデルに対応できるサービスの構築が進められるとともに、障害者自立支援法の施行等の中で、利用者本位のサービス体系への再編が進められており、地域生活支援等の側面をより重視したケアも求められるようになっている。

こうした中で、介護福祉士については、このような高齢者及び障害者に対する新しいケアに対応できるような資質の確保及び向上が求められている。このため、今回の法律の改正では、以下のとおり改正を行った。

1 定義の見直し（公布日（平成19年12月5日）施行）

介護福祉士が行う業務の内容については、従来「入浴、排せつ、食事その他の介護」と規定されていたが、実際の介護の現場では、認知症への対応をはじめとして、知的障害、精神障害、発達障害のある者等への対応や個別ケアなど、身体介護だけでは対応できないニーズが増大してきており、心理的・社会的支援の側面も重要となっている。このような国民の多様化・高度化するニーズに対応していくため、介護福祉士の業務の内容を「心身の状況に応じた介護」に改めた。

「介護福祉士」とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。（第2条第2項関係）

2 義務の見直し（公布日（平成19年12月5日）施行）

従来、介護福祉士の義務として、①信用失墜行為の禁止、②秘密保持義務、③医療関係者との連携が規定されていた。他方、今日では介護保険制度や障害者自立支援法の施行に伴い、認知症ケアなどの様々な心身の状況に応じた介護や医療関係者だけで

なく福祉サービス関係者との連携を図ることも重要となっている。

また、介護福祉士資格取得者には、介護を取り巻く環境の変化や介護技術の進歩等に対応するため、生涯にわたって自己研鑽し、知識・技能の向上に努めることが求められている。

このため、これらを明確に規定する観点から、介護福祉士が果たすべき義務について、以下の内容を追加することとした。

- ① その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行うこと。(第44条の2関係)
- ② その担当する者に、認知症であること等の心身の状況その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならないこと。(第47条第2項関係)
- ③ 社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、知識及び技能の向上に努めなければならないこと。(第47条の2関係)

3 資格取得方法の見直し (①、③及び⑤は平成24年4月1日施行、②及び④は平成21年4月1日施行)

介護福祉士が前述の役割を果たすことができるよう、介護福祉士の資質の確保及び向上を図る観点から、介護福祉士の資格を取得するすべての者が一定以上の教育課程により介護福祉士として必要な知識及び技能を修得し、当該教育課程において必要な知識及び技能を修得したかどうかを試験によって確認する仕組みとするため、介護福祉士の資格の取得方法について、以下の見直しを行うこととした。

また、介護福祉士の養成に係る高等学校及び中等教育学校について、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する仕組みを設けるとともに、教科目及び時間数に加え、教員の要件及び教科目の内容等について基準を設けることとした。

- ① 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者について、従来は介護福祉士となる資格を有する者であったが、これを介護福祉士試験の受験資格を有する者に改めた。

また、福祉系大学、社会福祉士養成施設、保育士養成施設等（以下「福祉系大学等」という。）において社会福祉に関する科目を修めて卒業した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者についても同様に、従来は介護福祉士となる資格を有する者であったが、介護福祉士試験の受験資格を有する者に改めた。（第40条第2項第1号から第3号まで関係）

- ② 介護福祉士となるために福祉系大学等で修めることが必要な社会福祉に関する

る科目について新たに必要な基準を文部科学省令・厚生労働省令で定めることとした。(第39条第2号関係)

ただし、経過措置として、平成21年4月1日以前に、福祉系大学等を卒業した者であって、1年以上の養成課程を経たもの、及び平成21年4月1日以前に福祉系大学等に在学し、平成21年4月1日以降に、1年以上の養成課程を経た者については、この改正にかかわらず介護福祉士となる資格を有することとした。(改正法附則第4条関係)

③ 介護等の実務経験を有する者に係る介護福祉士試験の受験資格については、従前は3年以上介護等の業務に従事した者としていたが、これを3年以上介護等の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものに改めることとした。(第40条第2項第5号関係)

④ 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した高等学校又は中等教育学校において3年以上(専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上)介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者を法律上介護福祉士試験の受験資格を有する者として位置付けることとした。(第40条第2項第1号関係)

ただし、経過措置として、平成26年3月31日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した高等学校又は中等教育学校に入学し、当該学校において3年以上(専攻科において2年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上)介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であって、9月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受験することができることとした。(附則第2条関係)

また、平成21年4月1日以前に、高等学校又は中等教育学校において介護福祉士の受験資格を取得した者は、介護福祉士試験を受験することができることした。(改正法附則第5条関係)

⑤ 経過措置として、平成24年4月1日の時点で介護福祉士となる資格を有している者は、その後も介護福祉士の資格を有することとした。(改正法附則第6条)

なお、これらの資格取得方法の見直しとあわせて、平成21年4月以降に介護福祉士の養成施設等に入学する者について介護福祉士の養成課程の教育カリキュラム、教員要件等の基準の内容を見直すこととしており、その内容については、平成19年度内に省令等を改正して定めることとしている。

4 準介護福祉士制度の創設(平成24年4月1日施行)

現在、我が国は、東アジア地域を中心として各国との二国間の経済連携を推進するため、経済連携協定の締結に向けた交渉を進めるとともに、順次合意が得られたもの

から署名し、国会の承認等の所要の手続きを経て、協定を締結しているところである。

フィリピンとの間の経済連携協定については、平成16年2月から協定締結に向けた政府間の交渉が開始され、同年11月に、フィリピン人看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入れを含む、協定の主要な枠組みについて首脳間で大筋合意に達したところであり、その後、平成18年9月に両国首脳間で署名が行われ、同年12月に我が国の国会において協定の締結について承認されたところである。なお、協定の締結・発効に当たっては、フィリピンの上院での承認が必要であるが、平成19年12月5日現在、同上院の承認手続きは終わっておらず、同協定の発効時期については未定である。

このフィリピンとの経済連携協定では、フィリピン人介護福祉士候補者の受入れについて、我が国の介護施設における受入れのほか、介護福祉士養成施設での受入れに関する事項が盛り込まれているが、平成16年11月の大筋合意に至るまでの交渉においては、介護福祉士養成施設の卒業者は国家試験を経ることなく資格を取得することができるという現行制度を前提として交渉し、首脳間で大筋合意に至り、署名した経緯がある。このため、今回の改正では、介護福祉士養成施設の卒業者は介護福祉士試験に合格しなければ介護福祉士の資格を付与しない仕組みに見直すこととしているが、この協定の交渉経緯を踏まえ、同協定と改正法との整合を確保するため、平成24年4月以降、当分の間の措置として、以下のとおり、介護福祉士養成施設を卒業した者について「准介護福祉士」の名称を用いることができることとする仕組みを設けることとしたものである。

なお、准介護福祉士の仕組みは、このようなフィリピンとの協定が契機となったものであるが、日本人と外国人を平等に取り扱う必要があるため、日本人を含め、介護福祉士養成施設を卒業したが介護福祉士でない者すべてに適用するものである。

- ① 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（3の①に該当する者）であって、介護福祉士でないものは、当分の間、登録を受け、「准介護福祉士」の名称を用いて、介護等を業とすることとしたことし、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第2条から第14条関係）
- ② 准介護福祉士は、介護福祉士に課せられているものと同等の義務のほか、「介護福祉士となるため、介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない」旨を規定し、介護福祉士の資格を取得する途中段階としての位置づけを明確化した。（附則第8条において準用する第47条の2関係）
- ③ 経過措置として、平成24年4月1日に現に「准介護福祉士」という名称を使用している者については、その後6月間は名称の使用制限の規定を適用しないこととした。（改正法附則第7条関係）
- ④ 政府は、この協定に関する日本国政府とフィリピン国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後5年（平成24年12月5日）を目途として准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（改正法附則第9条第1項関係）

なお、准介護福祉士の資格を取得することとなる者が修了すべき養成施設の教育課程の時間数についても、現行の1650時間から1800時間程度に拡充することとしているところである。

第4 職業能力開発校等に関する規定の削除（公布日（平成19年12月5日）施行）

厚生労働大臣が指定した職業能力開発校等において必要な知識および技能を修得することは、社会福祉士の養成施設や介護福祉士の養成施設で必要な知識及び技能を修得することと同等の効果を有するとされているが、①現在のところ指定されている職業能力開発校等が存在しないこと、②養成施設と同等の規制を受けており、職業能力開発校等と養成施設とを区別する必要がないことから、職業能力開発校等に関する規定を削除することとした。（第7条及び第39条関係）